

第6章 文化財の保存・活用に関する方針と措置

1 文化財の保存・活用に関する課題

第2章から第5章までの叙述に基づいて、秩父市ちちぶにおける文化財の保存・活用に関しての課題を抽出すれば、次のとおりとなる。

1-1 保存の課題

○ うけつぐ

1) 有形文化財（建造物）・有形民俗文化財の保存修理

文化財の価値を損なわず後世に残すために、適切な保管や必要に応じた修理を行う必要があるが、修理に必要な財源や原材料、技術者の確保は、行政、文化財所有者・団体の双方にとって大きな課題である。特に笠鉾・屋台に代表される一部の有形の民俗文化財は、祭礼や芸能に使用することが前提であるため、他の文化財より劣化や破損等が起りやすいものとなっており、部材の確保も含めて計画的に実施していく必要がある。また、市指定有形文化財（建造物）「旧大宮学校校舎」や「内田家住宅」、国登録有形文化財（建造物）「旧秩父駅舎」などの歴史的建造物の保存状態の悪化や、長期的な保存計画が立てられていない。

2) 所管施設の整備

秩父市では文化財保護課が所管している4つの資料館等で資料の保存を行っている。これらの収蔵庫はどれも収蔵できる資料数が限界に近付いており、今後の地域資料の保存において問題を抱えている。また、文化財の収蔵施設及び秩父祭屋台収蔵庫について、昭和56年（1981）の建築基準法施行令改正前に建設されたものが多くあるほか、長年の使用により老朽化が進み、収蔵資料の保管状況が良好とはいえない施設もある。

3) 各種文化財の現状、管理状況の把握・後継者不足

秩父市は県内市町村で最大の面積を誇り、文化財の指定件数も県内有数である。そして、天然記念物をはじめ、山間部に所在し現地確認が困難な文化財も多くあることから、文化財の現状やその見学環境、所有者・管理者の交代などの情報の把握が課題となっている。また、人口減少に伴い文化財全般の担い手が不足している。

○ まもる

4) 人口減少地域における文化財の保存のあり方

「第1章 2-2 人口動態」で言及したとおり、大滝地域おおたきや吉田地域よしだの山間部を中心に、人口減少が進み、2045年には大滝地域で人口が300人を下回る予測となっているなど、文化財の保存そのものが危ぶまれる地域がある。

5) 文化財の防災・防犯対策

令和元年東日本台風による被害に代表される土砂災害や水害、国内外の文化財や博物館で起きた大規模な火災、今後関東圏にて想定されている大規模な地震など、文化財を取り巻く災害リスクは多岐にわ

たる。また、文化財の破損や盗難、文化財収蔵施設の破壊など、様々な被害を未然に防ぐための対策や、行動計画、体制整備、意識啓発などが課題に挙げられる。

1-2 活用の課題

○ ひろめる

1) 無形の民俗文化財の公開

民俗芸能・行事など無形の民俗文化財において、人口減少による後継者不足や伝承状況の悪化、公開の中止が起きている。それに伴い、披露する回数や演目数が減少し、継承者の意識・能力の低下を招く恐れがある。また、令和2年(2020)に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、ほとんどの無形の民俗文化財が公開の中止・縮小を強いられており、終息後の再構築が課題である。

2) 各資料館の公開環境の整備

前述のとおり、市内に点在している資料館の中には、厳しい財政事情もあり、専門の職員を配置することができていない館があり、所蔵資料の公開や普及事業の企画など、事業の内容や実施回数に差が生じてしまっている。加えて、各資料館が広範囲に点在していることから、利用者も分散してしまい、集客の効率が悪いことが課題に挙げられる。また、現在は閉館している旧資料館に所蔵されている資料については、十分に公開し、活用しているとは言い難いのが現状である。

3) 学校教育・生涯学習での活用

秩父市では令和2年度から、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想に基づき、市内小・中学生が1人1台PC端末を利用して学習を行えるよう、環境整備に取り組んでいる。そのため、ICTの活用に対応したコンテンツを準備し、学校と連携した文化財の活用策を検討することが課題として挙げられる。また、中央公民館で行っている「ちちぶ学セミナー」以外にも、幅広い市民を対象に文化財の普及啓発に関する取り組みを検討する必要がある。

4) 情報発信

近年、情報通信ツールが発達し、様々な手法で文化財の情報発信を行うことができるようになった。現在は市HPや市報等での情報発信が主となっているので、SNS等のインターネット上の他媒体を活用した情報発信策を検討する必要がある。既存の秩父市ホームページ内の「秩父市の文化財」ページにおいても、文化財の公開情報などをより積極的に発信する必要があるほか、刊行物の発行、文化財説明板の更新・整備なども文化財の情報発信における課題である。

また、減損等の恐れから「非公開」としている文化財の公開方法が検討できていないため、どのような形で情報発信を行うか検討する必要がある。

○ みがく

5) 文化財の魅せ方の検討

文化財そのものの魅力を向上させるだけでなく、多種多様な文化財を共通のテーマやストーリーでまとめることで一体的に捉え、魅力や価値をわかりやすく示すことで、文化財の新たな価値を創出することが課題として挙げられる。また、魅力発信のための公開環境の整備やガイドの育成、公共交通機関との連携なども行う必要がある。

○ つながる

6) 文化財所有者や関係機関とのネットワークの強化等

前述の各課題の解決には、市民の理解・協力を得ることが必須である。そして、より良い協働関係を築くには、行政から市民への一方向での情報提供だけでなく、双方向に情報共有や課題の抽出・検討を行う必要がある。また、県や秩父地区をはじめとする近隣市町村と連携して各種事業を行うために、市民や関係機関との連携を強化することが課題として挙げられる。

2 文化財の保存・活用に関する方針

前述の課題を整理し、それぞれの方針をまとめたものが表 6-1 である。

表 6-1 文化財の保存・活用に関する課題・方針一覧

目的	方向性	No.	課題	方針
保存	うけつぐ	H-1	市指定有形文化財（建造物）「旧大宮学校校舎」や「内田家住宅」、国登録有形文化財「旧秩父駅舎」等の歴史的建造物の保存状態が悪化している。また、今後の保存計画が立てられていない。	個別の保存活用計画を作成し、秩父市文化財保護基金を財源に、保存修理を検討する。
		H-2	市内に点在する4つの資料館（浦山・大滝・荒川の各歴史民俗資料館及び武甲山資料館）の資料の保存可能数が限界に近づいている。	各資料館の資料をより効率的に保存するための施策を検討する。
		H-3	建造物や笠鉾・屋台などの文化財の修理に必要な原材料が減少している。	地域に育まれた秩父固有の原材料と伝統・技術の保存・活用及び継承体制を構築・確立する。
		H-4	文化財の修理等に必要な技術保持者が高齢化し、その後継者が不足していることで、修理技術が消失する恐れがある。また、上記状況により地元外へ修理を外注したことにより、各文化財の部位等の状況が変化することや、地元の保存修理技術の継承の場の減少につながる恐れがある。	
		H-5	民俗芸能・行事など無形の民俗文化財において、後継者の不足や伝承状況の悪化が起きている。	無形民俗文化財の保存団体に、後継者養成事業に係る事業費を補助する。
		H-6	文化財所有者の逝去とその相続または地域共有物の管理責任者の交代等により、文化財の管理体制が弱体化し、文化財のき損・滅失・散逸の恐れがある。また、周辺住民の意識の希薄化により、地域で文化財の現状を把握できていない。	所有者や地元町会等と連携を図り、適切な保存に努める。
		H-7	天然記念物（植物等）の管理体制が弱体化してきている。	樹木医等専門家の指導を仰ぎ、所有者とともに対策を講じる。

目的	方向性	No.	課題	方針	
保存	まもる	H-8	人口減少により集落の維持が難しくなることが予想される地域では、文化財の管理体制が弱体化する恐れがある。	「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」との整合性を図りながら、人口減少が進み集落の維持が難しくなることが予想される地域での文化財保護のあり方について検討する。	
		H-9	昭和56年(1981)の建築基準法施行令改正前に建設された文化財収蔵施設(秩父祭屋台収蔵庫)を所有している。	耐震診断を行い、耐震改修または建て替え等の方針を検討する。	
		H-10	消防法及び同法施行令の規定に沿った、重要文化財・登録有形文化財並びに県・市指定文化財(建造物)の、火災をはじめとする災害に対する安全管理体制が整備されていない。	文化庁が作成した「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」や「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、埼玉県が作成した「埼玉県文化財保存活用大綱」に則り、「秩父市都市計画マスタープラン」、「秩父市地域防災計画」との連携を図り、文化財の防災・防犯対策を行う。	
		H-11	土砂崩落や落盤等、文化財やその見学環境が危険な状態のものがある。		
		H-12	秩父市ハザードマップ、水害リスク情報図等の危険区域内に文化財が所在している。		
		H-13	増加傾向にある文化財見学者・観光客に対する案内及び安全管理体制を構築する必要がある。		
		H-14	文化財所有者・管理者への防災・防犯対策等の周知が不十分である。		
	K-1	民俗芸能・行事など無形の民俗文化財において、後継者不足と伝承状況の悪化・消失によって、公開環境(回数や演目数)が減少し、継承者の意識の低下などが生じてしまう恐れがある。	各文化財の積極的な公開を行う。特に、学校と連携した文化財の活用策を検討する。		
	K-2	各世代に、歴史・文化・自然に対する「学びの場」をより多く提供する必要がある。			
	活用	ひろめる	K-3	文化財に係る刊行物(特定・ジャンル・地域など/有償・無償とも)が少ない。	文化財調査の結果を踏まえた書籍やリーフレット等の計画的な刊行を図る。
			K-4	市内に点在する4つの資料館(浦山・大滝・荒川の各歴史民俗資料館及び武甲山資料館)の効果的な運営ができていない。 ※ H-2 と同一	各資料館をより効率的に運営するための施策を検討する。
			K-5	各資料館収蔵資料の公開機会が少ない。	市民が多く訪れる場所での公開を行う。
			K-6	「非公開」になっている文化財を、減損等の危険を伴わない範囲で公開する方法が検討できていない。	インターネット上で指定文化財や所有資料の情報を公開し、自由に文化財情報にアクセスできるようにする。
			K-7	民俗芸能・伝統行事の日程や内容等を周知する場がない。	文化財の現況を把握し、公開のために整備や様々な手法での情報発信を行う。
K-8			公開状況や環境(見学場所・案内道など)の整備などが十分にできていない文化財がある。		
K-9			整備や管理が十分にできていない文化財の説明板・標柱がある。		

目的	方向性	No.	課題	方針
活用	みかく	K-10	多種多様な文化財を共通のテーマやストーリーでまとめることで一体的に捉え、魅力や価値をわかりやすく示すことができていない。	関連文化財群を設定し、群それぞれの魅力（ストーリー、構成文化財）を発信する。
		K-11	文化財ツアーの実施やガイド養成、周遊マップの作成など、文化財の魅力発信のための施策ができていない。	文化財をテーマごとにまとめた文化財群を軸に、周遊コースを創出し、見学者の増加を促進する。
		K-12	文化財（群）を結ぶ公共交通機関等との連携と道路・駐車場及びその他設備の整備ができていない。	
	つながる	K-13	教育委員会と各文化財所有者及び近隣の地域住民との情報ネットワークの整備が不十分である。	関連団体・地域などと行政が互いに協力し合い、文化財の保存活用を行う体制を整える。
		K-14	観光部局と文化財部局における、文化財活用の不整合部分の調整と意思統一を図る必要がある。	

3 文化財の保存・活用に関する措置

秩父市の文化財行政が抱える課題について、本計画において方針を定め、具体的な措置を表 6-3 に示すことで、当市の文化財行政のアクションプランとする。

掲載した措置のうち、本計画期間における重点事業は表 6-2 のとおりとする。また、事業実施の財源については、市費、市の文化財保護基金、県費、国費（文化財補助金や地方創生推進交付金等）の利用を検討する。








表 6-2 計画期間における重点事業

H-1	市指定有形文化財（建造物）「旧大宮学校校舎」や「内田家住宅」、国登録有形文化財（建造物）「旧秩父駅舎」等の保存修理の計画
H-9	重要有形民俗文化財「秩父祭屋台」収蔵庫の耐震診断
H-10	自火報、消火栓、スプリンクラー等の設置を検討している市指定有形文化財（建造物）、国登録有形文化財（建造物）の所有者への設置に係る費用補助
H-12	「秩父市都市計画マスタープラン」と連携した文化財の災害リスクの可視化及び対策の検討
K-5	指定文化財や資料館所有資料等のデジタルミュージアムサイトでの公開・活用

事業実施中： 
 事業計画中： 

表 6-3 文化財の保存・活用に関する措置一覧

※「取組主体」欄に「秩父市」とだけ記載されている場合は、秩父市教育委員会文化財保護課を表している。
 また、「協力者」欄に記載されている「市民」は不特定多数の秩父市民を、「地域住民」はその文化財の周辺に住む住民を表している。
 「今期重点」欄について、計画期間内に最優先で取り組む事業を◎、優先的に取り組む事業を○で示している。

目的	方向性	No.	方針	措置		取組主体	協力者	財源	事業期間			今期重点	
				事業名	事業内容				R3~4	~R7	R8~12 計画修正後		
保存	うけつぐ	H-1	個別の保存活用計画を作成し、秩父市文化財保護基金を財源に、保存修理を検討する。	文化財保存修理事業	市指定有形文化財（建造物）「旧大宮学校校舎」や「内田家住宅」の保存修理を計画する。	秩父市	地域住民 関係団体	国費 秩父市文化財保護基金 市費				◎	
		H-2	各資料館の資料をより効率的に保存するための施策を検討する。	「市内資料館集約化構想(仮)」事業	各資料館を統合し、秩父市の歴史・文化・自然を包括的に公開するための博物館施設の整備を検討する。	秩父市（文化財保護課、都市計画課、F M推進課、地域政策課等）	秩父市文化財保護審議委員会						
		H-3	地域に育まれた秩父固有の原材料と伝統・技術の保存・活用及び継承体制を構築・確立する。	「ちちぶ文化財の森構想(仮)」事業	市内における、文化財の部材として活用できる樹木等の分布調査・抽出を行って保存・活用を図るとともに、原野・休耕地等を活用した植栽を行い、将来的な活用を目指す。	秩父市（文化財保護課、森づくり課、農政課）	埼玉県 横瀬町 小鹿野町 皆野町 長瀨町	国費 市費					
		H-4		「文化財修理技術者育成プロジェクト(仮)」事業	文化財の修理技術を保有する技術者に協力を依頼し、技術修得を希望する若い職人に修業・学びの機会を提供する。また、児童・生徒を対象とした木工技術や屋根葺き等の体験教室を開催し、関心の向上を図る。	秩父市（文化財保護課、商工課、生涯学習課）	国選定保存技術団体 関係団体	国費 市費					
		H-5		民俗文化財後継者養成事業に係る事業費を補助する。	民俗文化財後継者養成事業	県・市指定の無形民俗文化財の保護団体に後継者養成事業に係る費用を補助する。	秩父市文化財保存団体	市民 地域住民	県費 市費				
		H-6		所有者や地元町会等と連携を図り、適切な保存に努める。	文化財保護保存事業	文化財所有者・管理者に対して、年1回など定期的に状況調査（アンケート）を実施し、文化財や管理体制等の把握を逐一行うとともに、必要に応じて修復等の措置を講じる。	秩父市文化財所有者・管理者	地域住民	国・県費 市費				
		H-7		専門家の指導を仰ぎ、所有者とともに対策を講じる。	文化財保護保存事業	文化財保護審議委員や樹木医などの専門家と現地を確認し、天然記念物の保存に関する指導・助言を求め、対策を検討する。指定区分によって、埼玉県の担当課や県立自然の博物館にも指導・助言を仰ぐ。また、植物の管理に係る費用を補助する。	秩父市	埼玉県 県立自然の博物館	県費 市費				

目的	方向性	No.	方針	措置		取組主体	協力者	財源	事業期間			今期重点	
				事業名	事業内容				R3~4	~R7	R8~12 計画修正後		
保存 まもる		H-8	「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」との整合性を図りながら、人口減少が進み集落の維持が難しくなることが予想される地域での文化財保護のあり方について検討する。	文化財保護保存事業	文化財の類型ごとに保護管理体制の構築を検討する。また、集落自体の記録の作成を検討する。	秩父市（文化財保護課、都市計画課、危機管理課）	市民 地域住民	市費	←-----→				
		H-9	耐震診断を行い、耐震改修または建て替え等の方針を検討する。	秩父祭笠鉾屋台管理事業	秩父祭笠鉾・屋台の収蔵庫を、建設年代の早い順に耐震診断を行い、今後の方策を検討する。	秩父市	文化財所有者・管理者	市費	←-----→			○	
		H-10	文化庁が作成した「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」や「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、埼玉県が作成した「埼玉県文化財保存活用大綱」に則り、「秩父市都市計画マスタープラン」、「秩父市地域防災計画」との連携を図り、文化財の防災・防犯対策を行う。	文化財レスキュー体制整備事業	埼玉県、秩父郡市の各担当課と協力体制を築き、秩父地域全体で文化財レスキューに取り組む体制を検討・整備する。	埼玉県 秩父市 横瀬町・小 鹿野町・皆 野町・長瀬 町	文化財所有者・管理者 地域住民	県費 市費	←-----→				
				文化財防火査察事業 文化財防火訓練事業	秩父消防本部と協力し、消防用設備等の設置状況の査察を行う。また、文化財防火デーに合わせて文化財での消火活動の訓練を行う。	秩父市（文化財保護課、危機管理課） 秩父消防本部 秩父消防署	秩父市消防団 地域住民	市費	-----→				
				文化財防災設備保守点検補助事業	国指定重要文化財「内田家住宅」、県指定有形文化財（建造物）「秩父神社社殿」「札所一番観音堂」、県指定有形民俗文化財「萩平歌舞伎舞台・精進堂」の防災設備保守点検に係る費用を補助する。	秩父市 文化財所有者 文化財所有者・管理者		県費 市費	-----→				
				文化財防火設備設置補助事業	消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置を検討している市指定有形文化財（建造物）、国登録有形文化財の所有者に、設置に係る費用を補助する。	秩父市 文化財所有者 文化財所有者・管理者	秩父消防本部	市費	←-----→				○
		H-11	文化財公開環境整備事業	定期的公開環境の点検を実施して、現状把握及び整備に努める。	秩父市（文化財保護課、観光課、各支所地域振興課）	市民 地域住民	市費	←-----→					
		H-12	文化財防災対策検討事業	「秩父市都市計画マスタープラン」と連携し、GISデータを用いて文化財の位置情報とハザードマップ、水害リスク情報図を照らし合わせ、災害リスクの見える化を図り、対策を検討する。	秩父市（文化財保護課、都市計画課、危機管理課） 文化財所有者 文化財所有者・管理者	—	市費	←-----→				○	

第6章
文化財の保存・活用に関する
方針と措置

目的	方向性	No.	方針	措置		取組主体	協力者	財源	事業期間			今期重点
				事業名	事業内容				R3~4	~R7	R8~12 計画修正後	
保存	まもる	H-13	文化庁が作成した「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」や「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、埼玉県が作成した「埼玉県文化財保存活用大綱」に則り、「秩父市都市計画マスタープラン」、「秩父市地域防災計画」との連携を図り、文化財の防災・防犯対策を行う。	文化財安全点検事業	定期的に文化財の安全点検を実施する。見学の際に危険を伴う場合は、その情報を市HPで発信する。	秩父市	市民 地域住民	市費	←-----→			
		H-14	文化財防災防犯意識啓発事業	文化財の防災・防犯について、県と連携して文化財の所有者・管理者への研修・説明会等を開催する。また、地域住民や関係機関と文化財リストを共有し、防災・防犯意識を高める。	埼玉県 秩父市 文化財所有者・管理者	秩父消防本部 秩父警察署 地域住民	市費	←-----→				
活用	ひろめる	K-1	各文化財の積極的な公開を行う。特に、学校と連携した文化財の活用策を検討する。	民俗芸能大会公演事業・「子ども伝統芸能伝道師」称号授与事業	民俗芸能保存団体が一堂に会して民俗芸能を披露する場を提供するとともに、民俗芸能に従事する児童・生徒に称号を授与して参加意欲の促進と後継者養成を図る。	秩父市（文化財保護課、市内小中学校、市民会館）	文化財保存団体	(独法) 芸術文化振興基金 市費	-----→			
				「夏休み文化財教室」事業 「武甲山図画・作文展」事業	市内小中学生向けのワークショップ、図画作文展を行う。	秩父市（文化財保護課、市内小中学校）	埼玉県（秩父地域振興センター） ※武甲山展 市民 有識者	市費	-----→			
				各歴史民俗資料館運営事業	各資料館でその地域ごとの特色を反映した展示・体験活動を行う。	秩父市	秩父市文化財保護審議委員会 有識者 地域住民	市費	-----→			
		K-2		ちちぶ学セミナー開催事業	ちちぶ学セミナーを開講し、秩父地域の自然環境・社会環境・文化・芸術・文化財等について、大学レベルの専門的な講義及び実技を学ぶ場を創出し、秩父地域全般を広く再認識させることを目的とする。	秩父市（生涯学習課）	—	定住自立圏負担金 (秩父郡市1市4町)	-----→			
				ICTを活用した博学連携事業	整備したインターネットミュージアム（仮）を用いて、市内小中学校と博学連携事業を行う。	秩父市（文化財保護課、教育研究所、学校教育課）	市内小中学校	市費	←-----→			
				高齢者向けワークショップ事業	認知症予防の観点から、博物館所蔵資料を用いた回想法によるワークショップを行う。	秩父市（文化財保護課、包括支援センター）	介護施設等	市費	←-----→			

目的	方向性	No.	方針	措置		取組主体	協力者	財源	事業期間			今期重点	
				事業名	事業内容				R3~4	~R7	R8~12 計画修正後		
活用	ひろめる	K-3	文化財調査の結果を踏まえた書籍やリーフレット等の計画的な刊行を図る。	文化財関係冊子刊行頒布事業	市民等のニーズを踏まえながら文化財保護審議委員をはじめ関係各位と協議し、刊行物の発刊年次計画を策定する。	秩父市	秩父市文化財保護審議委員会 文化財所有者・管理者	市費	←-----→				
		K-4	各資料館をより効率的に運営するための施策を検討する。	「市内資料館集約化構想(仮)」事業	各資料館を統合し、秩父市の歴史・文化・自然を包括的に公開するための博物館施設を整備するよう検討する。	秩父市(文化財保護課、都市計画課、FM推進課、地域政策課等)	秩父市文化財保護審議委員会				←→		
		K-5	市民が多く訪れる場所での公開を行う。	歴史文化伝承館交流フロア展示事業	市民が多く訪れる歴史文化伝承館にて、所蔵資料や市内民俗文化財の情報を公開し、広く普及を図る。	秩父市(文化財保護課、生涯学習課)	秩父市文化財保護審議委員会	市費	-----→				
			インターネット上で指定文化財や所有資料の情報を公開し、自由に文化財情報にアクセスできるようにする。	「秩父市デジタルミュージアム(仮)」事業	秩父市の指定文化財や各資料館で所有している資料等のデジタルデータ化を行い、デジタルミュージアムサイトを作成して公開・活用する。	秩父市(文化財保護課、都市計画課、市立図書館)	秩父市文化財保護審議委員会	財団助成金等市費	←-----→			○	
		K-6			建物については映像資料の作成、植物については定点カメラの設置等を行うなど、web上で「公開」できる環境を整える。	秩父市	文化財所有者・管理者 市民 地域住民	市費	←-----→				
		K-7	文化財の現況を把握し、公開のために整備や様々な手法での情報発信を行う。	文化財公開事業	市HPに「文化財インフォメーション」ページを設け、民俗行事の公開日程等について周知する。併せて、市公式SNSアカウント、県文化資源課公式SNSアカウントを活用して情報発信を行う。	埼玉県(文化資源課) 秩父市(文化財保護課、秘書広報課)	-	市費	-----→				
					各文化財における危険箇所を把握・抽出し、修繕や補修に係る対応を行うとともに、安全を担保できない場合は「非公開」の措置を執る。	秩父市	文化財所有者・管理者 市民 地域住民	市費	←-----→				
		K-8		文化財公開環境整備事業	市HP「秩父市の文化財」ページにおいて、地域の文化財マップや文化財へのアクセス方法、駐車場の有無等を掲載する。また、定期的に公開環境の点検を実施して、現状把握及び整備に努める。	秩父市(文化財保護課、観光課、各支所地域振興課)	-	市費	←-----→				
					説明板等整備事業	文化財の説明板等の新規設置、修繕を行う。ジオパーク秩父でジオサイト等に関連する文化財は、共通のフォーマットを使用し一体感を創出する。	秩父市	秩父まるごとジオパーク推進協議会	市費	-----→			

第6章
文化財の保存・活用に関する
方針と措置

目的	方向性	No.	方針	措置		取組主体	協力者	財源	事業期間			今期重点
				事業名	事業内容				R3~4	~R7	R8~12 計画修正後	
活用	みかく	K-10	関連文化財群を設定し、群それぞれの魅力（ストーリー、構成文化財）を発信する。	文化財公開事業	市HPやSNS・秩父市歴史文化伝承館交流フロアなどで、関連文化財群の魅力を発信する。	秩父市	—	市費	→			
		K-11	文化財をテーマごとにまとめた文化財群を軸に、周遊コースを創出し、見学者の増加を促進する。	文化財公開環境整備事業	秩父地域おもてなし観光公社・案内人倶楽部と連携して文化財に関するガイド養成、観光関係業者へのマップ配置等を行い、文化財見学者増加を推進する。	秩父市（文化財保護課、観光課） 秩父観光協会 おもてなし観光公社	市民	市費	←→			
		K-12			鉄道・バス・タクシー事業者の文化財に対する理解を深め連携を強化して、公共交通機関を利用した、文化財等を巡るコースを創出する。	埼玉県 秩父市（文化財保護課、市民生活課）	西武バス 市内タクシー業者	市費	←→			
	K-12			周遊コースの拠点となる文化財を中心に見学者のための駐車場や便益施設などの環境を整える。	秩父市（文化財保護課、観光課、地域整備部） 文化財所有者・管理者	地域住民 関係機関	国費 市費	←→				
	K-13	関連団体・地域などと行政が互いに協力し合い、文化財の保存活用を行う体制を整える。	文化財ネットワーク整備事業	関連団体・地域との連携を密に取ることができる体制を整備する。	秩父市	文化財所有者・管理者・保存会 町会長協議会 秩父地区文化財保護協会 ジオパーク秩父保全計画部会 古秩父湾保存活用計画協議会 NPO法人秩父まるごと博物館 各文化団体	—	→				
	K-14							文化財公開環境整備事業	関係機関との連携を図り、一体となって文化財の公開環境の整備に取り組む。	秩父市（文化財保護課、観光課、各総合支所 地域振興課）	文化庁 埼玉県（文化資源課、県土整備事務所） 秩父観光協会 おもてなし観光公社	—